

「令和8年度横浜市中小企業人材確保支援事業業務委託」

業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在、検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務委託の条件となるものではない。

1 件名

令和8年度横浜市中小企業人材確保支援事業業務委託

2 業務目的

中小企業が就職情報サイトを利用した求職者とのマッチングを行うための求人情報の掲載や、より効果的な人材確保のための企業自身の採用力を強化するセミナーの開催等を目的とする。

3 事業概要

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2) 掲載社数

180社程度（1社1求人）

(3) 求人情報の掲載期間

1社あたりの掲載期間は3ヶ月以上とする。

(4) 概算業務価格

ア 参考見積書は、業務価格6,000千円（税込）を上限として作成すること。

イ 受託者の収入となる掲載料は、業務価格に含めないこと。

ウ 企業が負担する掲載料は10万円以下（税抜き）とすること。

(5) 履行場所

横浜市内

4 委託業務概要

(1) 委託内容

ア 就職情報サイトへの市内中小企業の求人情報の掲載及び作成支援

イ 求人情報の掲載以外による企業の採用力向上につなげるための支援

ウ 求人がより多くの求職者の目に留まるための広報等の実施

エ 人材確保支援セミナーの企画・運営

オ 事業計画書の提出、事業効果の把握、アンケートの実施、業務改善提案等

(2) 成果品

ア 事業計画書（年度当初） 1部

イ 実績報告書（契約期間内に提出） 1部

ウ 事業効果を測るデータの集計・結果報告、アンケートの実施・結果報告、業務改善提案 1部

5 委託料の支払い

委託料は、年度末の「実績報告書」を提出後、市で検査した後に支払うものとする。

6 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) その他仕様

別添仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容に加えて、事業実施に際し効果的と考える内容がある場合には、適宜企画書にて提案すること。

(3) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。

ア 受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市市民協働条例 12 条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

イ 受託者は、同条例第 11 条に基づき、本事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（自主事業）を行うことができる。この場合は、あらかじめ市に届け出るものとする。

ウ 事業の成果を上げるために効果的と考える自主事業については、提案書に記載すること。

※ 同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第 2 条）

7 契約時の仕様書の確定

提案内容の仕様書への反映等について、委託者と受託者との間で協議を行い、仕様書の内容を調整の上、契約を締結するものとする。